4．事業者の遵守すべき個人情報の取扱いのルールについて

(1) 対象となる個人情報、事業者について

① 対象となる個人情報、事業者の範囲

個 人 情 報

（生存する個人に関する情報で
特定の個人を識別可能なもの）
（第２条第１項）

個人情報データベース等

（検索できるように体
系的に構成したもの）
（第２条第２項）

コンピュータ
処理情報

＋

マニュアル処理
情報

（個人情報を一定の規則に従って整理し、目次、索引等を有するもの）

基 本 理 念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱が図られなければならない。（第３条）

一　般　私　人（事業の用に供しない者）

第4章　個人情報取扱事業者の義務

- 利用目的による制限（第16条）
- 適正な取得（第17条）
- 安全管理措置（第20条）
- 第三者提供の制限（第23条）
- 開示・訂正・利用停止（第25-27条）
- その他

小　規　模　事　業　者

（事業の用に供する個人データによって識別される人数が5,000（※）以下の者）

※市販のカーナビや電話帳をそのまま利用する場合、これらに含まれる個人データによって識別される人数は算定に含まれない。